

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月9日	佐奈河内川河川維持修繕工事(1 工区)	5,610,000	大村市今富町565-2 ㈱富士興産 代表取締役 富永 弘幸	令和2年7月5日～8日にかけての九州地方を襲った梅雨前線豪雨のため、2級河川佐奈河内川では河川護岸や農地などに甚大な被害が発生した。今後の豪雨による被害の拡大を防止するため、7月9日「大規模災害時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(一社)長崎県建設業協会大村支部に被災情報提供要請を行い、被害の甚大さが確認されたため、続いて同日緊急作業出動要請を発出した。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出勤した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから(一社)長崎県建設業協会大村支部から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局と(社)長崎県建設業協会大村支部との2者間で締結	第167条の2第1項 第5号
2	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月9日	佐奈河内川河川維持修繕工事(2 工区)	6,964,100	大村市東大村1丁目2390 -5 梶原実業㈱ 代表取締役 梶原 徹也	令和2年7月5日～8日にかけての九州地方を襲った梅雨前線豪雨のため、2級河川佐奈河内川では河川護岸や農地などに甚大な被害が発生した。また、大上戸川では、流水の障害物による浸水被害も発生した。今後の豪雨による被害の拡大を防止するため、7月9日「大規模災害時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(一社)長崎県建設業協会大村支部に被災情報提供要請を行い、被害の甚大さが確認されたため、続いて同日緊急作業出動要請を発出した。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出勤した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから(一社)長崎県建設業協会大村支部から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局と(社)長崎県建設業協会大村支部との2者間で締結	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月9日	佐奈河内川河川維持修繕工事(3工区)	191,000	大村市松山町460-1 ㈱小森組 代表取締役 相田 正彦	令和2年7月5日～8日にかけての九州地方を襲った梅雨前線豪雨のため、2級河川佐奈河内川では河川護岸や農地などに甚大な被害が発生した。今後の豪雨による被害の拡大を防止するため、7月9日「大規模災害時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(一社)長崎県建設業協会大村支部に被災情報提供要請を行い、被害の甚大さが確認されたため、続いて同日緊急作業出動要請を発出した。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから(一社)長崎県建設業協会大村支部から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局と(社)長崎県建設業協会大村支部との2者間で締結	第167条の2第1項 第5号
4	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月9日	佐奈河内川河川維持修繕工事(4工区)	3,630,000	大村市福重町92-2 ㈱富永工務店 代表取締役 富永 政巳	令和2年7月5日～8日にかけての九州地方を襲った梅雨前線豪雨のため、2級河川佐奈河内川では河川護岸や農地などに甚大な被害が発生した。今後の豪雨による被害の拡大を防止するため、7月9日「大規模災害時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(一社)長崎県建設業協会大村支部に被災情報提供要請を行い、被害の甚大さが確認されたため、続いて同日緊急作業出動要請を発出した。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから(一社)長崎県建設業協会大村支部から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局と(社)長崎県建設業協会大村支部との2者間で締結	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月9日	稲河内川外3川河川維持修繕工事	2,678,500	大村市岩松町26-1 高瀬建設㈱ 代表取締役 高瀬 嘉博	令和2年7月5日～8日にかけての九州地方を襲った梅雨前線豪雨のため、2級河川稲河内川では国道34号の橋梁付近に土砂が堆積し、浸水被害による全面通行止めが発生した。また、そのほか3河川においても護岸崩壊などが発生した。 今後の豪雨による浸水被害の拡大を防止するため、7月9日「大規模災害時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(一社)長崎県建設業協会大村支部に被災情報提供要請を行い、被害の甚大さが確認されたため、続いて同日緊急作業出動要請を发出了した。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出勤した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから(一社)長崎県建設業協会大村支部から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局と(社)長崎県建設業協会大村支部との2者間で締結	第167条の2第1項 第5号
6	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月21日	郡川外河川災害調査(測量業務委託)	11,000,000	諫早市永昌東町18-2 扇精光コンサルタンツ㈱諫早 支店 支店長 葛島 明人	令和2年7月5日～8日にかけての梅雨前線豪雨により、郡川流域では河川護岸の崩壊など甚大被害を受けた。今後災害復旧事業を国へ申請するため災害査定準備を行う必要があるが、被災から災害査定までの期間が約2か月しかなく、被災箇所の現地測量を早急に行い復旧額を算定する必要がある。このことから大規模災害支援協定により郡川支川の佐奈河内川で災害直後に緊急調査を行い、災害における測量・設計の実績があり、かつ多くの技術者を有しており、早急な対応が可能である左記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を結ぶものである。	第167条の2第1項 第5号
7	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月27日	佐奈河内川外河川災害調査(測量業務委託)	9,680,000	大村市東大村1-2454 E-tecsコンサルタント ㈱大村営業所 所長 野元 正人	令和2年7月5日～8日にかけての梅雨前線豪雨により、佐奈河内川では河川護岸の崩壊など甚大被害を受けた。今後災害復旧事業を国へ申請するため災害査定準備を行う必要があるが、被災から災害査定までの期間が約2か月しかなく、被災箇所の現地測量を早急に行い復旧額を算定する必要がある。このことから大規模災害被災直後に支援協定により緊急調査を行い、現場に精通し、災害における測量・設計の実績があること並びに多くの技術者を有しており、早急な対応が可能である左記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を結ぶものである。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月27日	内田川外河川災害調査(測量業務委託)	10,120,000	諫早市小川町1278-3 太洋技研(株)諫早営業所 所長 山口 昌彦	令和2年7月5日～8日にかけての梅雨前線豪雨により、内田川および管内各地で河川護岸の崩壊など甚大被害を受けた。今後災害復旧事業を国へ申請するため災害査定準備を行う必要があるが、被災から災害査定までの期間が約2か月しかなく、被災箇所の現地測量を早急に行い復旧額を算定する必要がある。このことから大規模災害支援協定により被災直後に郡川支川の佐奈河内川で緊急調査を行い、災害における測量・設計の実績があり、かつ多くの技術者を有しており、早急な対応が可能である左記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を結ぶものである。	第167条の2第1項 第5号
9	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月31日	郡川河川維持補修工事(2工区)	2,678,500	大村市福重町92-2 (株)富永工務店 代表取締役 富永 政巳	令和2年7月5日～29日にかけての九州地方を襲った梅雨前線豪雨のため、2級河川郡川では河川護岸や農地などに甚大な被害が発生した。なお、郡川においては、萱瀬ダムからの放流が減少し水位が低下した30日にドローン等による調査を行った結果、仮応急が必要な箇所が判明した。 今後の豪雨による被害の拡大を防止するため、7月31日「大規模災害時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(一社)長崎県建設業協会大村支部に被災情報提供要請を行い、被害の甚大さが確認されたため、続いて同日緊急作業出動要請を発出した。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから(一社)長崎県建設業協会大村支部から出動要請を受けた会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局と(社)長崎県建設業協会大村支部との2者間で締結	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月31日	郡川河川維持補修工事(3工区)	6,127,000	大村市今富町565-2 ㈱富士興産 代表取締役 富永 弘幸	令和2年7月5日～29日にかけての九州地方を襲った梅雨前線豪雨のため、2級河川郡川では河川護岸や農地などに甚大な被害が発生した。なお、郡川においては、萱瀬ダムからの放流が減少し水位が低下した30日にドローン等による調査を行った結果、仮応急が必要な箇所が判明した。 今後の豪雨による被害の拡大を防止するため、7月31日「大規模災害時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(一社)長崎県建設業協会大村支部に被災情報提供要請を行い、被害の甚大さが確認されたため、続いて同日緊急作業出動要請を发出した。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから(一社)長崎県建設業協会大村支部から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局と(社)長崎県建設業協会大村支部との2者間で締結	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月31日	郡川河川維持修繕工事(4工区)	3,109,700	大村市杭出津3-418-1 岡山建設㈱ 代表取締役 岡山 修	令和2年7月5日～29日にかけての九州地方を襲った梅雨前線豪雨のため、2級河川郡川では河川護岸や農地などに甚大な被害が発生した。なお、郡川においては、萱瀬ダムからの放流が減少し水位が低下した30日にドローン等による調査を行った結果、仮応急が必要な箇所が判明した。 今後の豪雨による被害の拡大を防止するため、7月31日「大規模災害時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(一社)長崎県建設業協会大村支部に被災情報提供要請を行い、被害の甚大さが確認されたため、続いて同日緊急作業出動要請を发出した。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから(一社)長崎県建設業協会大村支部から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局と(社)長崎県建設業協会大村支部との2者間で締結	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月31日	郡川河川維持修繕工事(5工区)	4,213,000	大村市東大村1丁目2390 -5 梶原実業㈱ 代表取締役 梶原 徹也	令和2年7月5日～29日にかけての九州地方を襲った梅雨前線豪雨のため、2級河川郡川では河川護岸や農地などに甚大な被害が発生した。なお、郡川においては、萱瀬ダムからの放流が減少し水位が低下した30日にドローン等による調査を行った結果、仮応急が必要な箇所が判明した。 今後の豪雨による被害の拡大を防止するため、7月31日「大規模災害時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(一社)長崎県建設業協会大村支部に被災情報提供要請を行い、被害の甚大さが確認されたため、続いて同日緊急作業出動要請を发出了した。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから(一社)長崎県建設業協会大村支部から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局と(社)長崎県建設業協会大村支部との2者間で締結	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月31日	郡川河川維持補修工事(6工区)	10,835,000	大村市岩松町26-1 高瀬建設㈱ 代表取締役 高瀬 嘉博	令和2年7月5日～29日にかけての九州地方を襲った梅雨前線豪雨のため、2級河川郡川では河川護岸や農地などに甚大な被害が発生した。なお、郡川においては、萱瀬ダムからの放流が減少し水位が低下した30日にドローン等による調査を行った結果、仮応急が必要な箇所が判明した。 今後の豪雨による被害の拡大を防止するため、7月31日「大規模災害時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(一社)長崎県建設業協会大村支部に被災情報提供要請を行い、被害の甚大さが確認されたため、続いて同日緊急作業出動要請を发出了した。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから(一社)長崎県建設業協会大村支部から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局と(社)長崎県建設業協会大村支部との2者間で締結	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	県央振興局	建設部 河港課	2020年 7月31日	郡川河川維持補修工事(7工区)	4,251,500	大村市今村町495 (株)エムケン 代表取締役 村崎 高平	令和2年7月5日～29日にかけての九州地方を襲った梅雨前線豪雨のため、2級河川郡川では河川護岸や農地などに甚大な被害が発生した。なお、郡川においては、萱瀬ダムからの放流が減少し水位が低下した30日にドローン等による調査を行った結果、仮応急が必要な箇所が判明した。 今後の豪雨による被害の拡大を防止するため、7月31日「大規模災害時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(一社)長崎県建設業協会大村支部に被災情報提供要請を行い、被害の甚大さが確認されたため、続いて同日緊急作業出動要請を发出した。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから(一社)長崎県建設業協会大村支部から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局と(社)長崎県建設業協会大村支部との2者間で締結	第167条の2第1項 第5号
15	県央振興局	建設部 河港課	2020年 9月3日	有喜漁港県単災害復旧工事(漂着流木等撤去)	3,850,000	諫早市東小川町1278-3 増崎建設(株) 代表取締役 松島 正昭	令和2年9月2日から3日にかけて長崎県に最接近した台風9号の暴風・波浪により長崎空港内外連絡通路の基礎が被災した。今後の波浪等により被害の拡大が予想されるため、早急に復旧し利用者の安全を確保する必要がある。なお、「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき9月3日の台風9号による被災情報提供要請及び緊急作業出動要請を(一社)長崎県港湾漁港建設業協会に行った。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから(一社)長崎県港湾漁港建設業協会から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局と(社)長崎県港湾漁港建設業協会との2者間で締結	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	県央振興局	建設部 河港課	2020年 9月18日	長崎空港県単災害復旧工事	3,438,600	諫早市東小路町10-26 (株)三基 諫早営業所 所長 尾崎 聡	平成2年9月6日から7日にかけて長崎県に最接近した台風10号の暴風・波浪により長崎空港内外連絡通路の基礎が被災した。今後の波浪等により被害の拡大が予想されるため、早急に復旧し利用者の安全を確保する必要がある。なお、「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき9月7日の台風10号による被災情報提供要請及び9月11日緊急作業出動要請を(一社)長崎県港湾漁港建設業協会に行った。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから(一社)長崎県港湾漁港建設業協会から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局と(社)長崎県港湾漁港建設業協会との2者間で締結	第167条の2第1項 第5号
17	県央振興局	建設部 河港課	2020年 9月24日	小長井港海岸県単調査委託(災害関連測量業務)	1,760,000	諫早市幸町79-61 (株)オーエム 代表取締役 大嶽 正徳	平成2年9月2日から3日にかけて長崎県に最接近した台風9号の暴風・波浪により小長井港の護岸が被災した。今後災害復旧事業を国へ申請するため災害査定準備を行う必要があるが、被災から災害査定までに2か月程度しかなく、被災箇所の現地測量を早急に行い復旧額を算定する必要がある。 測量にあたっては、管内に現場に精通し、機動力もあり、早急に対応が可能である左記業者と一者随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第5号
18	県央振興局	建設部 河港課	2020年 9月25日	田結港海岸県単調査委託(災害関連測量業務)	6,798,000	諫早市貝津町2962-1 橋口技術設計(株) 代表取締役 橋口 龍治	平成2年9月2日から3日にかけて長崎県に最接近した台風9号の暴風・波浪により田結港海岸環境施設及び船揚場が被災した。今後災害復旧事業を国へ申請するため災害査定準備を行う必要があるが、被災から災害査定までに2か月程度しかなく、被災箇所の現地測量を早急に行い復旧額を算定する必要がある。 測量にあたっては、管内に現場に精通し、機動力もあり、早急に対応が可能である左記業者と一者随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	県央振興局	建設部 河港課	2020年 9月30日	田結港海岸県単調査委託(突堤(B)改良委託)	5,401,000	長崎市栄町5-5 ㈱三洋コンサルタンツ長崎支店 支店長 津曲 兼嗣	平成2年9月2日から3日にかけて長崎県に最接近した台風9号の暴風・波浪により田結港海岸環境施設及び船揚場が被災した。今後災害復旧事業を国へ申請するため災害査定を行う必要があるが、被災から災害査定までに2か月程度しかなく、被災箇所の現地測量とともに突堤改良設計を早急に行い復旧額を算定する必要がある。 なお、設計にあたっては、平成14年度に当該海岸の環境整備の基本設計を実施し、現地及び被災施設の設計条件などの内容に精通し、機動力もあり、早急に対応が可能である左記業者と一者随意契約をおこなうものである。	第167条の2第1項 第5号
20	県央振興局	建設部 河港課	2020年 12月7日	郡川外河川災害調査(積算技術業務委託)	17,490,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	令和2年7月5日～8日にかけての九州地方を襲った梅雨前線豪雨のため、佐奈河内川をはじめとする大村市内の2級河川では河川護岸や農地などに甚大な被害が発生した。そこで、早期に災害復旧に着手するため、当業務は予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、受注者等への漏洩防止が必要であるとともに設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的に影響を受けず、県の積算システムが使用できる唯一の者である公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
21	県央振興局	建設部 河港課	2021年 3月30日	半造川樋門等操作管理委託	3,139,114	諫早市東小路町7-1 諫早市 市長 宮本 明雄	河川管理施設である樋門の管理は河川管理者自ら行うのが原則であるが、職員配置状況等から迅速な対応が困難なため委託するものである。 河川管理施設の委託先については、河川法第99条により地元市町村に委託できることとなっている。 諫早市に委託することで樋門等の操作が必要となる洪水時においても、迅速かつ確実な対応ができる。	第167条の2第1項 第2号
22	県央振興局	建設部 管理課	2021年 3月30日	田結海岸環境施設(緑地等)管理委託	3,285,000	諫早市東小路町7-1 諫早市 市長 宮本 明雄	諫早市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「田結港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を諫早市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であることにより、諫早市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
23	県央振興局	建設部 道路第一課	2020年 7月28日	一般国道207号電線共同溝整備工事(通信系引込・連系管路及び連系設備)	27,119,400	福岡県福岡市博多区恵比寿2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラ ネット㈱九州事業部 事業部長 入江 浩志	電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観点、既設設備との接続の観点、施工管理及び路面の掘り起こしを極力減らす観点から、引込管路の工事について長崎県知事と西日本電信電話㈱は基本協定(H19年2月)を締結している。 基本協定では、工事箇所毎にエヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱九州支店と個別協定を締結することとなっている。これに基づきエヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱九州事業部を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	県央振興局	建設部 道路第二課	2020年 8月3日	一般県道諫早外環状線道路改良工事(積算技術業務委託)	9,130,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、変更契約書の基礎となる設計書を作成する ものであり、受注者等への情報漏えい防止が必要であ るとともに、設計書作成に使用する県の積算システム (プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的 な影響を受けず、県の積算システムを使用できる唯一 の者である公益財団法人長崎県建設技術研究センター を、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
25	県央振興局	建設部 道路第二課	2020年 8月4日	池田沖田線街路改築工事(積算技術業務委託)	3,025,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成 するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が 必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算 システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要 である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的 な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法 人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方とし て特定する。	第167条の2第1項 第2号
26	県央振興局	建設部 道路第二課	2020年 10月30日	一般県道諫早外環状線道路改良工事(監督補助 業務委託その2)	8,800,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出さ れた承諾願い等について、設計図書と照合を行い、そ の結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告 に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や 工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情 報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要で ある。 このため、建設業者から資金面や人事面などで直接 的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団 法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方とし て特定する。	第167条の2第1項 第2号
27	県央振興局	建設部 道路第二課	2020年 12月1日	一般県道諫早外環状線道路改良工事(積算技術 業務委託その2)	10,120,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成 するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が 必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算 システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要 である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的 な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法 人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方とし て特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	県央振興局	建設部 道路第二課	2021年 3月31日	一般県道諫早外環状線道路改良工事（監督補助業務委託その2）	20,240,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
29	県央振興局	建設部 道路第二課	2021年 3月31日	一般県道諫早外環状線道路改良工事（監督補助業務委託その1）	20,240,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
30	県央振興局	農林部 土地改良課	2020年 4月1日	諫早北部2期地区山ノ神ため池整備工事積算参考資料作成業務委託	2,255,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを（社）農業農村整備総合情報センター（ARIC）が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会（土改連）はARICと守秘義務が保持されており、本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できるのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	県央振興局	農林部 土地改良課	2020年 6月24日	県央管内防災減災事業補助監督業務委託	2,585,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、農業農村整備事業における工事を実施するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」に基づき工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願等について、設計書と照合を行い、その結果を正確に報告するものである。国及び九州各県で構成する「九州地方協議会」において、適正な発注関係事務を適切かつ公正に行うため、品確法の規定に基づき、法令の遵守及び高度な守秘義務、また農業農村整備の特性及び関係基準等に精通していることなどを要件として「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」を定め本県では唯一土改連が認定された団体である。 このことから、土改連を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
32	県央振興局	農林部 農村整備課	2020年 5月1日	小迎地区区画整理工事積算参考資料作成業務委託	3,685,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを（社）農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会（土改連）はARICと守秘義務が保持されており、本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できるのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号
33	県央振興局	農林部 農村整備課	2020年 6月26日	正久寺地区区画整理実施設計業務委託（その2）	6,875,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合会（以降「土改連」という）は21市町及び95土地改良区を会員とする営利を求めない公法人であり、土地改良換地土を保有し、換地業務に精通した団体である。 換地を伴う区画整理事業は受益者個人の財産に関する権利を扱う事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。工事に伴う農家の休作を最小限とするため、限られた工期で手戻りなく工事を完成させる必要があるが、傾斜地で複雑な地形を有する本県においては、精度の高い土量計算を行う必要があり、そのような高度なシステムを有するのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	県央振興局	農林部 農村整備課	2020年 7月1日	県央管内農村整備事業補助監督業務委託(その 2)	4,235,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、農業農村整備事業における工事を実施する ため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以 下「品確法」という。)」に基づき工事の施工状況や 工事請負者から提出された承認願い等について、設計 書と照合を行い、その結果を正確に報告するものであ る。国及び九州各県で構成する「九州地方協議会」に おいて、適正な発注関係事務を適切かつ公正に行うた め、品確法の規定に基づき、法令の遵守及び高度な守 秘義務、また農業農村整備の特性及び関係基準等に精 通していることなどを要件として「農業農村整備事業 発注者支援機関認定制度」を定め本県では唯一土改連 が認定された団体である。 このことから、土改連を契約の相手方として特定する 。	第167条の2第1項 第2号
35	県央振興局	農林部 農村整備課	2020年 10月30日	駄野地区積算参考資料作成業務委託	2,200,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料 を作成するものである。県営事業の積算にあたっては 、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補 助版として更に改良した農業農村整備標準積算システ ムを使用している。本システムは常時更新される歩掛 りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARI Cと守秘義務が保持されており、本システムによる積 算参考資料作成業務委託を受託できるのは土改連のみ である。	第167条の2第1項 第2号
36	県央振興局	農林部 農村整備課	2020年 11月11日	面高地区換地基図作成業務委託	3,795,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合会(以降「土改連」と いう)は21市町及び95土地改良区を会員とする営 利を求めない公法人であり、土地改良換地土を保有し 、換地業務に精通した団体である。 本業務は、現地調査や地元協議等により換地計画を 策定する基図を作成するものであり、作成には高度な 技術と経験を有する土地改良換地土が必要である。	第167条の2第1項 第2号
37	県央振興局	農林部 農道課	2020年 5月25日	大村レイソホ`ロ-ト`地区補助監督業務委託	1,518,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、農業農村整備事業における工事を実施する ため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以 下「品確法」という。)」に基づき工事の施工状況や 工事請負者から提出された承認願い等について、設計 書と照合を行い、その結果を正確に報告するものであ る。国及び九州各県で構成する「九州地方協議会」に おいて、適正な発注関係事務を適切かつ公正に行うた め、品確法の規定に基づき、法令の遵守及び高度な守 秘義務、また農業農村整備の特性及び関係基準等に精 通していることなどを要件として「農業農村整備事業 発注者支援機関認定制度」を定め本県では唯一土改連 が認定された団体である。 このことから、土改連を契約の相手方として特定する 。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	県央振興局	農林部 農道課	2020年 5月25日	農道事業積算参考資料作成業務委託	5,665,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持されており、本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できるのは土改連のみである	第167条の2第1項 第2号
39	県央振興局	農林部 用地管理課	2020年 6月18日	白崎地区換地計画(処分)事務委託	2,359,500	西海市西彼町小迎郷830 白崎土地改良区 理事長 山脇 初良	【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人(非営利法人)である(左記)土地改良区と1者随意契約を行う。 なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。	第167条の2第1項 第2号
40	県央振興局	農林部 用地管理課	2020年 6月19日	正久寺地区換地計画(処分)事務委託	2,857,800	諫早市長田町2515 正久寺長田土地改良区 理事長 松田 正幸	【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人(非営利法人)である(左記)土地改良区と1者随意契約を行う。 なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	県央振興局	農林部 用地管理課	2020年 6月19日	有喜南部地区換地計画(処分)事務委託	15,576,000	諫早市飯盛町開1929-5 有喜土地改良区 理事長 滝 和久	<p>【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人(非営利法人)である(左記)土地改良区と1者随意契約を行う。</p> <p>なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。</p>	第167条の2第1項 第2号
42	県央振興局	農林部 用地管理課	2020年 6月26日	駄野地区換地計画(処分)事務委託	4,761,900	東彼杵郡波佐見町長野郷17 3-2 駄野土地改良区 理事長 村田 富士利	<p>【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人(非営利法人)である(左記)土地改良区と1者随意契約を行う。</p> <p>なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。</p>	第167条の2第1項 第2号
43	県央振興局	農林部 諫早湾干拓堤防管理事務所	2021年 3月25日	諫早湾地区堤防通信制御設備保守点検業務委託	6,930,000	福岡県福岡市中央区長浜2- 4-1 東芝通信インフラシステムズ 株式会社 九州営業所 所長 吉岡 義成	<p>当業務の対象となる通信制御設備は、「国営諫早湾干拓事業」により、平成7～10年度にかけて(株)東芝が設計・製作したものであり、平成12年度から長崎県が管理委託協議書に基づき施設の管理を行っている。</p> <p>本システムは大半が、制作メーカー独自の技術(ソフトウェア)や既に製造中止された機器で構成されており、障害発生時の対応が他社では不可能であるため、業務委託先は平成22年度以降(株)東芝の保守・補修(修理)業務に関して業務委嘱された「東芝通信インフラシステムズ(株)九州営業所」に特定される。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。